※卵意見の全体像が分かるように代表的な卵意見を抽出し、整理しています。 ※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。

	いては、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。 いただいた御意見から抜粋したものですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。			
No. 1. 人件費に	主な意見	件数	見解	
・大本の (本本) 本本 (本本) 和本 (和本) 和本	を引き下げるべき Dは、投資を判断した現経営陣はもとより、旧経営陣の給料カットと考える。旧経営陣については、中国電力で顧問等の名誉 を得ている者や、子会社で給料を得ている者もいる。その者達の給料についても、今回中国電力が表明している投員報酬30% 最をあわせ、一体30%減とすべきである。国民に負担を強いるからには、自らの過去の行いを真摯に反省する姿勢が重要と考 書官庁の適正な監査をお願いしたい。 Sim しており中国電力の言い分は少しは理解できるが、役員報酬や賞与は満額支給している状況で、市民に値上げを要望する 芝と思う。一般の民間企業だと、売り上げ(利益)が下がったら貴与の支給も見送りになる。 直上げに関して、30%の減額を提案されているが、現在の金額を示していただきたい。 P(賞与を引き下げるべき 合与も対象にして、一層のコスト削減に努めていただきたい。 単化への取り組みには、社員年収水準を抑制するとの記述はありますが、どこまで抑制するのか金額の記述がありません。広 定しげる世でとも十分に対なできると思われます。 合与はほぼ必ずボーナスが出ているし、会社での経費削減が進められているとは思いにくい。庶民の生活はボーナスなど貰え つやりくりを工夫しながら長らえているのに赤字経営でボーナスを出し続けている会社など認められない。	3	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6 - 6 . 人員計画・人件費」をご覧ください。 従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを指まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、中国電力を除く一部の事業者では、貸上げを始り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み(エスカレーション)については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、貸上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、中国電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6 - 6 . 人員計画・人件費」をご覧ください。	
	は記慮すべき りによるコスト削減策は社員の頑張りの結果であるので、ベア等の待遇改善で人材定着を図って欲しいし、社員の給料を下げ いう意見は一蹴すべき。	1	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み(エスカレーション)については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、貸上げ分の算入は認めないこととしました。ただし、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっているところ、本年3月に厚生労働省から最新の統計値(合和1年賃金構造基本統計 が公表されたことから、当該最新の統計値に基づく再算定を行い、原価上の人件費が、申請額を上回らない範囲で変わることは許容することとしました。詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6-6.人員計画・人件費」をご覧ください。	
2. 燃料費に	2. 燃料費について			
・JERA等とく く使えな・L はんながいにない。 はんでいる。 はんでいる。 でから、 でから、 でから、 でから、 でから、 でから、 でから、 でから、	トの削減を行うべき この協業で燃料調達を東ねることは出来ないのか。JERA-GMの取り組みは素晴らしいので、独禁法に引っかからない程度に上手いのか。 いのか。 いのか。 いのが空前絶後の高騰をしており、生産者とシッパーに巨額の過剰収益が発生している。現在、脱炭素社会を目指す我が国で お炭輪入のための借入を非常に厳しくしている。また、一船当たりの金額が10年前と比べると10倍以上になっており、中小の なエージェントでは、資金調達に苦労している。この状況でも、バイヤーズエージェント等をシッパーに任せられない場合 全社本体か、その関係会社・子会社にその業務を任せるべきと思慮する。1電力会社分をまとめれば、フィーは20円/tから30円 もレベル。繰り返しになるが、ベストは、この業務をシッパーに任せ、その費用は巨大な過剰収益を享受している生産者や に負担してもらべきと思慮する。余計なフィーを削減することにより、電力料金の値上げを抑えることが一番大切と思いま 負担してもらべきと思慮する。余計なフィーを削減することにより、電力料金の値上げを抑えることが一番大切と思いま も生申請の主要因である燃料費の価格高騰について、もっと低品位炭の採用を拡大する等ドラスティックなコスト削減策を強 進める必要があると考えている。値上というのは、燃料調達コスト削減の自助努力があって、それでもどうにもならない場合 及であると思うので、その点の精査をしていただきたい。	3	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、中国電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。その上で、電気の規制料金については、(① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、(② 電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」という。)で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下が認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣に、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6-3.燃料費」をご覧ください。 す。	
・費すか組 ま落う基ば回123 年間・長年を単位して、一切では、の間し果 今年の見は回以料を入財際 の所げし単単入でに一の部では、11 然国 月政上直の行をだでビ回なし、123 年間・6月・34 年間・6月・35 年間・6月・36 年間・6月・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 年間・5日・36 日間・5日・36 日間・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・5日・	整制度の上限撤廃を検討すべき/燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める 作今の国際情勢不安による燃料高騰に伴い申請に至ったと記載されておりますが、それが変更を依頼し、法改正をもって対応するべきで 社金の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうで、 社会の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうで、お請果がどうだったのでしょうか。法改正がかなわない理由は何でしょうか。それらに関する記載は全くありません。取及び法改正できない理由の回答を求めます。 国、燃料調整費単価の算定根拠も変更されておりますが、国際情勢不安は長期化しておりますが、一過性のものであるため、上際に元の算定基準に戻すのでしょうか。また、現在の算定根拠の平均となった場合の電気料金は現在の水準となるのでしょして行う場合、明確にどのようになったら再度、見直しを行うのか回答を求めます。「経営が安定化したら」等ぬるい判断なく、「燃料の平均価格が3ヶ月以上、現在の燃調定基準を下回ったら」等具体的かつ明確な見直しの基準を定めなけれいの症はがの申請理由と整合が取れないのではないでしょうか。 「の内容を具体的かつ明確に記載をお譲いいたします。 関整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 着まえて燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 着まえて燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 着まえて燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 着まえて燃料調整費を加算にしての電気料金の比較 非勢が落ち着いた(燃料価格が低下した)際に算定基準を見直す場合は具体的な見直しの判断基準 然料調整費があまりにも負担が大きすざる。燃料費調整は全契約者が一律負担するべき。規制料金上限に達した時点で早く、 は補助等、上限撤廃など介入すべきで、遅すぎる。 北相助等、上限撤廃など介入すべきで、遅すぎる。 北相助等、上限撤廃など介入すべきで、遅すぎる。 北相助等、上限撤廃など介入すべきで、遅すぎる。 北月時年の料金単価の基準が直近の流動算(燃料費)をすでに加速を流になっている)。自分が契約している単価は資価、ここから議論するべき。 北の場内の料金単価の基準が直近で減しい、戦争、円高等で燃料が高騰して大変なのはよくわかってますが、国際的ないに最初料金の上限規制の考えは巨く政府も是正して一律公平平等に燃料調整負担はするべきでつまずが、国際的ないので、利率が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明をお願いします。今回の値上げ申請理由のうを占めてのるのは、燃料費の高騰が減しく、燃料費額整制度の上限値に乗り付いたために、それを越える部分を電力会社がいることによるものです。今回の値上げにより電気料金の上限が上でいての説明をお願いします。	6	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、中国電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。その上で、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、② 電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」という。)で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣に同答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣に同答を行っています。と記めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6-3. 燃料費」をご覧ください。 燃料費調整制度は、料金改定時に設定した燃料費の単価が、事業者が直接コントロールできない為替レートや国際的な燃料市況の変動による影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を料金に迅速に反映させると同時に、専業者の経営教事とのです。 同制度においては、燃料価格高騰時における消費者保護の観点から、調整上限(基準平均燃料価格の50%増)を設定することとし、電気料金の急激な上昇に一定の値止めがかかる仕組みとなっているところ、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を果たしていると考えています。 (にご飲料金の急激な上昇に一定の値止めがかかる仕組みとなっているところ、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を発見していると考えています。 (にご飲料金が下落し、基準平均燃料価格を算定し、、電気料金自動的に増減する形で反映されていく仕組みとなっています。 (にご飲料金が下落し、基準平均燃料価格より燃料価格が低くなった場合には、電気料金が下がることとなり、値下げについては下限はありません。	

3. 経営合理化・経営責任・説明責任について 6 経営努力が足りない ・昨今の国際情勢不安により、電力会社だけではなく日本国内のすべての企業が影響を受けております。そのような中、一般企業は経 営努力等により何とか事業活動を行っております。国の重要インフラであり、事実上地域独占もまだ残っているにもかかわらず、電力 会社だけ簡単に国民への負担を強いるような今回の値上げを経済産業省・資源エネルギー庁は認めるのでしょうか。まず、各社ででき 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、試算ベースで16.1%の効率化を中国電力の発電部門に対して求めるなど、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 営努力等により何とか事業活動を行っております。国の重要インフラであり、事実上地域独占もまだ残っているにもかかわらず、電力る上とで行うべきではないでしょうか。よず、各社でできることを行うべきではないでしょうか。 ・「昨今の燃料価格や電力市場価格の急激な高騰」という理由に関しては納得できるものの、「市場価格の変動リスクの低減に向けた取り組みやグループを挙げた更なる効率化の深梱りにも最大限努めてきました」という点には納得することが出来ない。 (疑問を持つ理由) TVCM、新聞広告、サイネージ広告、各地でのブース出店、大規模商業施設での租品配布、電気店への大量の販促物提供 (パンフレットやボスター、租品)、イベント (広島イルミネーション等) 協賛出資、部活動(ラグビー、卓球、駅伝)、主催イベント (カナダ協会クリスマス会、住宅コンテストでの資を提供等)、高級ホテルの会議室での会議室施及で放大量の供給に必要とは思えない支出が目につき、経費節減の努力も感じられない点。流川の高級クラブや居酒屋で羽振り良く飲んでいる中国電力役員・社員が目につく点。(自腹なら何の文句もないが、会社のお金で飲んでいるなら、それは本当に電気の供給に必要なかないほど目につく。なういったの変数のでいるなら、それは本当に電気の供給に必要なかないまと別した。以上の変数を見いないほどうにいるだら、中国電力本社周辺では、黒塗りの高級車が数え切れないほど目につく。そういった金銭以外の役得も多数得ている点。中国電力本社周辺では、黒塗りの高級車が数え切れないほど目につく。そういった金銭以外の役得も多数得でいる点。・電気料金値上げをする前に、徹底的な無駄(非生産性)をカットすべき。中電グループの中に、無駄(非生産性)の固まりの子会社が多くある。親会社の中電から安く取得した生態をかっていたい。中での利益が無駄な子会社の運営に使われる利益ロンダリング権道(本来は中電の余剰利益なのに天下り先子会社に使われてに乗くなる)。これらのグループ子会社の「無駄(非生産性)コンプライアンス違収、利益を変換の対応は、電力料金の値上げに許されない。・役員をはじめとした経営者はより一層の経営努力にてこの状況を乗り切って欲しい。・今回の機料費の高騰の対応は、電力料金の値上げではなく、以下の対応をすべきと考えます。 1.まず内部留保で対応すること(これまで私たちの電力料金で利益を挙げておられるはず) 2.送電部門の子会社の株式を売り、その代金で当面、この燃料費高騰に対応することによって、完全な発達を分離が実現です「電力の自由化」となる。 3.役員報酬を明確にして、さらなる減額を行うこと 一般社員にのいては減額を行わないこと(不祥事の責任に指示した役員にある)。以上の質問・意見に対して明確な回答がない限り、現時点での電力料金値上げ申請は、利用者として承服できません。 また、①普及開発関係費 (公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く) については、原価への算入を認めないという基本的な考え方に立って、イメージ広告等の費用が原価に算入されていないか、②人件費については、役員給与が国家公務負指定職の給与水準となっているか、給料手当が厚生労働省の賃金構造能計調査に基づいて適正に賃定が適正に力われているか、③利息の支払いや配当にてられる資金調達コストについても、省令で定められた算定方法に則って算定が行われているか等、料金審査要額に則り、厳格かつ丁室に等本を送いました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間(原則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められて 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6-2. 経営効率化」、「6-6. 人員計画・人件費」及び「6-10. その他経費」をご覧ください。 7 消費者に分かりやすい説明を求める 3 ・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求めます。電力会社のホームページや **・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求めます。電力会社のホームページや **・地と検針薬の限会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクト メールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求めます。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、その それぞれの料金変更の内容や電気料金への影響(値上げ、値下げ)など、わかりやすく伝えるよう求めます。 *・中国電力検には、他社・般電気事業者に比べ選色のない情報の公表と、「本れ・モーをめぐる世界の「胸層的変動」との関係につい て、従来の認可申請時より・層丁寧なご説明をお願いします。一例を挙げると、「総原価比較のための販売電力量」、「原価算定の前 提緒元となる販売電力量、市場価格など」、「発受電電力量」など、他社では記載される情報の記載及びご説明に欠くと拝見しますが いかがでしょうか。改めて公表とご説明をお願いします。「申請原価と現行原価の比較(9頁)」と「現行料金による収入と原価の比較 いかがでしょうか。改めて公表とご説明をお願いします。「申請原価と現行原価の比較(9頁)」と「現行料金による収入と原価の比較 (10頁)」における原価がそれぞれに3、187億円、1、365億円と説明されており、公表された情報では、数字が1桁も異なる理由が理解で さません。「経済性に優れ愛投資情域減に努めた三隅発電所2号機(2頁)」とのことでつて、燃料価格の推移において「2年前と比べ て石炭は約7倍(5頁)」は整合しますが、「三隅発電所2号機の運転開始に伴う石炭の増加等(11頁)」とは、「経済性に優れ」との記載と矛盾するご説明理由ではないでしょうか。 料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の中国電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 (参考「特金制度専門会合」: https://www.ensc. meti.go.jp/activity/index_electricity. html) なお、引用されている資料は中国電力が作成しているものですが、9ページの原価は自由化部門・規制部門合わせた原価であるのに対し、10ページの原価は規制部門に配賦された原価を指しているものと解されます。さらに11ページの「石炭の増加」とは石炭火力の発受電量の増加を指しているものであると解され、「経済性に優れ環境負荷軽減に努めた三隅発電所2号機」との記述と矛盾しないものと考えられます。 中国電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、中国電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 <公聴会で寄せられた意見> ・陳述人が「出力抑制」について質問されましたが、時間がなく回答されませんでした。委員がフォローされたような発言がありましたが、全く意味不明で、納得できるものではありませんでした。中国電力から、私たち消費者にわかるように説明を頂きたいと思いま 4. 値上げについて 8 値上げはやむを得ない 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算 定期間(原則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」と いう。)を募定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多 様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。 ・中国電力に関わらず、値上げを申請した電力会社の訴えを全面的に認め、値上げをするべきです。電力は国の重要なインフラであり、しっかりとした経営基盤を築き、安定供給をすることが最も重要であると考えているからです。 ・今回の電気料金改定について、ロシアのウクライナ侵み以降、世界的な燃料関連価格の高騰を考えると仕方がないと思われます。 ・ウクライナ情勢等により燃料価格が高騰している状況において、原価を適正に電気料金に反映することはやむを得ないことであると 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5.査定方針の概要」をご覧ください。 9 値上げ幅が大きすぎる 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算 定期間(原則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」と いう。)を資定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の野用大準を比較し、コスト効率の 良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も 踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各 事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まくて再算定するよう、各事業者 に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正 かな進となったったまでを行いまし、 ・当社としては、今後も経費削減を続け、当社に勤務して頂いている、正社員・パート社員・アルバイトさんが安心して働ける会社を経営していきたいと考えております。しかしながら、今回の中国電力(株)の電気料金値上げに関しては、あまりにも高すざると感じております。どうか、今回の中国電力(株)の電気料金値上げに関して、審議をして頂ければ幸いです。 ・値上げ単価には断固反対です。14円相当の値上げ幅ですが、やはり7円から10円止まり検討、夜間料金は今13円から14円台なので20円までにはとどめて欲しい。せつかく二酸化炭素が出ないと言うことで普及した訳ですから。また二酸化炭素が出るガス、灯油に逆されて た水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据 え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5.査定方針の概要」及び「6-14.レートメーク・約款」

10 値上げ反対/低所得者等への値上げは配慮すべき 13 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算 定期間(原別3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる個に利潤を加入て得た額(以下「原価等」 いう。)を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めてい よっ。)を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めてい 中国電力側の負担も視野にいれなければ再申請に反対です。電力会社側の事情を消費者に押し付けることを国は認可しないでくださ ・冬は寒いのに暖房をつけざるをえないし、風呂にも浸からないと風邪をひく。その中で電気代の値上がりはかなりきつい。 ・冬は寒いのに暖房をつけざるをえないし、風呂にも浸からないと風邪をひく。その中で電気代の値上がりはかなりきつい。 ・公益事業であり庶民の生活の基盤であるライフラインに自社の利益を求める行為は本来の公益事業の目的から外れている。以上の事から。値上げが妥当とは思えない。 ・申請単価 断固反対です。 ・今回の値上げ申請は全て知下するべきだと断言します。 ・これ以上の電気料金値上げは許せません。資源高↑より為替の影響(円安)としか思えない。電気料金値上げの波及効果(電力会社の赤字と国氏負担削)を検討・公開・議論して下さい。 ・国民年金のみの老人は、年金額がそのまま電気代になっています。このまま4月には30%以上UPすると聞いています。電化住宅が悪いのか、このままでは生活因難な家庭が増えるのではないでしょうか。 ・今回の電気料金の値上げは、燃料費関連単価の高騰が原因ですので、国の支援中に電気料金の値上げを認める理由がありません。 ・今回の電気料金の値上げは、燃料費関連単価の高騰が原因ですので、国の支援中に電気料金の値上げを認める理由がありません。 ・今回の電上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh (低圧契約の一般家庭・企業など向け)を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなります。特に低所得者及び生活困難者へは十分に配慮するよう求めます。 ・これ以上値上がりは停めてください。原発稼働している四国電力と原発を停止している中国電力の価格差は異常過ぎます。島は他の物、ガソリン、灯油、ガス、水道も高いです。今一度電気代値上げについてご検討顔います。 ・電気料金が毎年、毎月のように値上がりしており、これ以上の値上げは本当に生活が苦しいので経済産業省は申請を却下してほしい。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の 深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。そ の上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めま した。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達解の多様化 など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据 え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5.査定方針の概要」及び「6-14.レートメーク・約款」 電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(合和4年10月28日閣議決定)に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施しています。特に家庭に対しては企業より手厚い支援を行うこととしており、低圧契約については7円 火町、高圧契約については3.5円/k町の値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、低所得世帯へのエネルギー価格高騰対策支援については、今年3月に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を積み増しており、5,000億円の低所得世帯支援や(1世帯当たり3万円を目安)を設けている他、7,000億円の推奨事業メニューに「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。 。 値上げ申請理由の大部分は、燃料費の高騰によるものと思います。燃料費ではない部分の値上げ理由とその必要性について明確な説 明をお願いします。 ・一部報道では、減額して認可される見通しとありますが、これも容認できません。 11 国からの支援等を求める 3 ・コロナ禍で給料は上がらず苦しい生活をしている。値上がりするなら給料をあげてください。 ・電力自由化の流れを受け、電力会社は採算ラインを確保するために設備投資を抑え、供給をギリギリに抑えることで利益を追求することが予想されます。その後に起きるのは電力危機でしょう。それらの事態を未然に防ぐため、電力を安定的に発電する企業に対し、インセンティブを与えることも重要だと思います。 ・原発再稼働・円高・燃料価格下落等のトリガー条項を入れ、トリガー発生時に再度料金単価を見直してはどうか。 ・ 般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算 定期間(原則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」と いう。)を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格な どを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。 また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。 電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(合和4年10月28日閣議決定)に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施しており、低圧契約については7円km、高圧契約については3.5円kmの値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、今年3月に7,000億円を積み増し、その推奨事業メニューに「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。 5. 原子力発電について 12 原子力発電コストに疑問 ・申請原価から島根原発に投じた費用総額(対策費、人件費、寄付金、交際費等)を控除していただきたいのが1国民の切なる願い。 ・原子力バックエンド費用(核のごみ処理)はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求めます。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子カバックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望まれません。今回の審査に当たっても、原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべきです。 ・これまで、2013年の経産省のコスト計算で「原発が最も安い」と説明を繰り返してきましたが、近年やっと経産省自身が「太陽光が最も安い」と説明を繰り返してきましたが、近年やっと経産省自身が「太陽光が最も安い」と説明を繰り返してきましたが、近年やっと経産省自身が「太陽光が最も安い」と説明を繰り返している指摘があった原発事故の際の賠償金や原発開発に係る国の費用など諸々があると推測されます。中国電力が原発を推進されるのは、それなりのコスト計算があると思います。これを消費者にしめして頂きたい。 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間(原 則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を 算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の 深梱りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。そ の上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用い り上で、原子力発電所 C査定を行いました。 また、原子力バックエンド費用についても、法令に基づき、原価等に適切に計上されているか、確認を行いました。 く公聴会で寄せられた意見>・電気料金高騰の原因が燃料費高騰であり、解決策として原発再稼働を求めているが、本当に再稼働が解決策なのか疑問。電気料金高騰の原因に島根2号機の再稼働もあるのではないかと考えている。申請原価の原発関連の費用を見ると、修繕費・減価償却費・設備投資額・原子がバックェンド費用などを合わせると、2,082億円になり、申請原価の原発関連の費用を見ると、修繕費・減価償却費・設備投資額・原子がバックェンド費用などを合わせると、2,082億円になり、申請原価の16%を占める。・原子力の利用は国の政策なので、無理な稼働延長を促すような原発推進政策を進める国の責任も重大。国の政策として電気料金に原発の廃炉費用や原廃等故の賠償費用を託送料金として含むような任起みを作っている。この値段が知らないうちに改々高くなっていくのではない、再発関係の費用が電気料金にどれくらい含まれるのかを詳細に可規化する必要がある。・原発を助かすことで、燃料費が削減することのみを取り上げるのは原発の費用を算定する上で不公平。島根2号機を一年間動かすと広島型原発800発分の使用済核燃料が出る。この処理の費用を評価しているか。さらに中国電力は2号機はブルサーマル発電をすると言っているが、その使用済核燃料を処理しようとすると新たな再処理工場を作る必要があるが、そういった費用を評価しているか。ちに事故の際の補償について、その原資を中国電力は持つているのか。損害について補償さるもりがあるのであれば必要な費用を原価に参入すべきであり、そういった対応をせずに今回の値上げ申請がされていると思う。補償のための費用をかけずに原発を再稼働すべきではない。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい教が国では、2050年のカーボンニュートラルの来現とエネルギー一安定供給の両立を図るべ、将来のエネルギー危機にも耐えうる強ななエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要がありま す。 そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネル ギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力 などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。 13 原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき ・電気料金の高騰の原因は外国から輸入する原油や石炭価格の上昇によるもの。石油・石炭の割合を減らすため、早急に原子力発電所 中国電力は、電気の規制料金の原価の算定に当たって、島根原子力発電所2号機の再稼働を織り込んでいます。その上で、原子力発電 所の再稼働に係る費用が適正な水準となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 百子力器電所の見期稼働・直稼働で燃料費を削減できるとうにしてほしい ・原子力発電所の早期稼働・再稼働で燃料費を削減できるようにしてほしい。 今回の値上げ申請に関して、中国電力は島根原発2号機の稼働にる燃料費低減効果を盛り込んでいる点は評価できる。 ・電気代の値上げは事業継続を非常に困難にします。事業を継続出来なくなれば取引業者全てとの経済活動が出来なくなり、社会全体に及ぼす経済的損失の影響は非常に大きいです。原発の再稼働を早めてください。電気代の負担を特米に先送りし、原発稼働後に安くなる電気代に今の負担分と上乗せすることでベランスを取ってほしいと思います。 ・原子力を稼働しているため、値上げ申請をしていない事業者もある。中国電力が原子力を稼働できていないのは中国電力の業務遂行能力の低さが原因であって、それを規制料金の原価に反映するのはどうかと思う。再稼働していれば値上げ幅を圧縮出来たのではないか。したがって申請原価にある2号機の稼働計画を見直し、2023年から2025年は稼働率20%/年程度で計算し直してほしい。3号機もほぼ完成と言われながら長年稼働できていないのは事業者の怠慢ではないか。こちらも同様に稼働していると想定して原価の計算をやり直していただきたい。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい投が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべ、将来のエネルギー危機にも耐えうる地収なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要がありませま 9。 そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。 こといたださだい。 ・健設中の島根原発3号機、準備工事中の上関原発の稼働は原価算出に織り込んでいないということであるが、これらが稼働すれば大き く発電コストが下がると思うので、稼働した際は迅速に再度の価格見直しをすることを政府として確約させて欲しい。電力料金を上げ こら上げっぱなしでは納得がいかない。 14 原子力発電所の再稼働に反対 <公聴会で寄せられた意見> ・島根原発2号機はすでに34年を経過しており、老朽化が心配である。老朽化すると不具合が多くなりトラブルが度重なることは当然であり、修繕費や維持管理費などのコストがからむ可能性が高くなるではないかと思う。経営上の赤字を解消するために何としてでも原を稼働させなければならない状況の中で、もしトラブルを見つけた場合、本当に安全性を優先できるのだろうか。経営を重視するあまり、トラブル対応を軽視すれば、福島第一原発事故のようになるのではないか。島根原発2号機が再稼働することでトラブルが生じっていた。またまた。これでは、またされている。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい投が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべ、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要がありま る可能性を考慮されているのか。 す。 そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネル ギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力 などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。

6. 再生可能エネルギーについて 15 再生可能エネルギーの導入を推進すべき/再エネ賦課金・FIT買取価格を見直すべき 再エネ賦課金に関して言えば買取価格が下がっているのに庶民への負担は増える一方となっている。これでは右から左へ売電していだけなのではないか。補填目的とはいえ企業の努力はどこにあるのか。 中国電力さんはオール電化住宅を推奨してきましたが、電気代が上がるのならば売電価格を10年過ぎても電気代を値上げするのなら 事業者が最大限の経営努力を行っているのかという点については、コスト効率の良い他事業者と比較して経営効率化を求めるなど、厳 ・中国电灯さんはオール電化仕名を推奨してさましたが、電気代が上がるのならは沈電価階を10年週さても電気代を値上りするのならま、もう少し高く買い取ってほしいと思います。 ・東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くならざるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最 、限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続け てきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということはないでしょうか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エ ドルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めてください。 周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国では、エネルギー安定供給の確保に向け、S+3Eの原則の下、再エネ、原子力、火力、水素・アンモニアなど、あらゆる選択肢を追求していくことがエネルギー政策を行う上での基本方針です。 その上で、再エネについては、2030年度の電源構成に占める再エネ比率36~38%の実現のため、国民負担の抑制と地域との共生を図り 大限導入の方針のもと、 ながら、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係省庁・機関等が密接に連携しながら取り組んでまいります ートラルの実現や、2030年度に再エネ比率36~38%という目標の実現のため、再エネ特措法に基づき再エネ導入に 〈公聴会で寄せられた意見〉・値上すの原因は再エネ普及拡大のためと言いながらも、その普及拡大に政策面においても技術面においても本気で実行しなかった。再エネ事業者から寄せられる声は、なぜ我々が売電している電力価格まで値上がりになるのかといった苦情と疑問。・FIT制度は福島第一原発事故を教訓として再エネの普及加速のために電気料金よりも高い値段で買い取ることについて、当時は国民的合意が得られていたと思う。しかし現在は買取価格よりも電力解金が高く逆転している。なぜ今でも私たちは再エネ賦課金を支払い続けなければならないのか。燃料費高騰が叫ばれている中、燃料費がかからない太陽光発電の電気は最優先で使うべきものだと思う。しかし中国電力によれば太陽光発電の出力抑制したときでも火力発電が動いているとのこと。燃料費が高くCO2が出る火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用する、そういったことをやるべきなのに、なぜ火力発電が動いているときに、太陽光発電の出力抑制をしたのか。 取り組んでいます。その実現に向けて国民負担の抑制と再エネの導入拡大の両立をさせていくことが重要であり、このため、再生可能 エネルギーのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していくことが必要で す。引き続き、再エネ特別措置法の下、コスト低減に向けた入札制度の活用やFIP制度による電力市場メカニズムの活用を積極的に進 め、再生可能エネルギーの早期の自立化に向けて取り組んでまいります。更に、需要家が小売電気事業者及び発電事業者と一体となっ て取り組むFIT/FIP制度に拠らない太陽光発電の導入促進にも取り組んでまいります。 7. 電気事業制度について 16 経過措置規制料金を撤廃・是正すべき そもそも電力が自由化したにもかかわらず、規制料金が存在していること自体が間違いであり、今回の電力会社各社の大幅な赤字を受け、規制料金の撤廃にも動くべきです。現在のインフラをしっかりと守り、未来に受け継ぐことが現役世代の責任ではないでしょう 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間(原 即3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 。 燃料調整費上限に張り付いた所謂「逆ザヤ」状態で規制料金を提供し続けることは、大手電力と新電力との間における適正な競争を ・ 熱行調整質工版に張り行いて行時間 「逆りで」 私態 で規制料金を定映し続けることは、人手電力と対電力との間における適正な戦争を 把制料金は、電力自由化という観点では廃止すべきと考えます。また、規制料金において低所得層の保護を行うことは、小売電気事業者の競争を歪めることにもつながり、望ましくないと考えます。。なお、産業用の標準メニーのように、競争上の指標となるものが あることは望ましいものと考えます。 併せて、規制料金(経過措置)制度が担ってきた最終保障供給としての機能は、経過措置廃止後 は、改めて最終保障供給として法令の通り履行されるよう確認します。 規制料金(経過措置) 算定規則は、「ベースロード市場ガイド ライン」によりベースロード市場入札価格に対し、また、「適取指針」により常時ベックアップ供給料金に対して、それぞれ影響する ため、電力システム改革における間・小売一連の経過措置として、新電力にとっても公平かつ公正な競争環境が担保されるよう、丁寧かつ慎重に議論した上で廃止すべきと考えます。 経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況(電力自由化の認知度など)、②競争圧力(シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど)、③競争的環境の持続性(電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど)という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。 内外無差別のコミットメントについては、2020年7月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に2回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保して 規制料金については、小売全面自由化を実施した後も、旧一般電気事業者の「規制なき独占による不当に高い料金設定」から消費者を保護する観点から、「経過措置」として、競争が実際に進展するまでは、全国全ての地域において従来と同様に、料金を経済産業大臣が認可する規制料金を存続させることとしたものです。また、規制料金の中で排置されている燃料費調整制度においては、調整上限を設定することとしており、電気料金の急激な上昇に一定の商止めがかかる仕組みとなっているところ、消費者保護の観点において一定の役割を果たしていると考えています。一方で、規制料金を自由料金が併存し、需要家が選択可能である中で、燃料費調整制度の上限を超えて燃料価格が上昇を続ける局面において、規制料金が原価割れでの赤字供給とならざるを得ない場合等、新電力が提供する自由料金との競争環境が歪められ、大手電力の独占性が強化されてしまう懸念も指摘されています。こうした課題も踏まえ、引き続き、小売完全自由化に向けて、「経過措置」を解除した後も、その競争の中で需要家が自由化のメリットを得られるような環境整備に取り組んでまいります。また、「規制なき独占による不当に高い料金設定」を防止する為のセーフティネットとしての規制的な料金の在り方については、総合的な観点から検討してまいります。 17 電力自由化の失敗 もう一度民営化の意義を考えて下さい。為替の影響まで国民負担ですか。だったら国営で定額にして下さい。 自由化後の電力市場においては、電力の適正な取引を確保し公正な競争が行われることが非常に重要であり、電力・ガス取引監視等委 員会としても、電力の適正な取引の確保に向けて、電力会社に対する監視の強化や、問題行為の未然防止に適切に取り組んでまいりま <公聴会で寄せられた意見> ・電力システム改革について、改革とされながらも、全ての改革が中途半端な状況で行われたことが電力価格の上昇を招いた要因の・ 政府としては、電力事業については民営の下、価格競争や経営合理化、新規投資等を積極的に促していくことが重要だと考えています。仮に電力供給を国営で行った場合、価格競争等が行われず、電気料金が高止まりしてしまう恐れもあります。これに加え、政府としてはこれまで、小売全面自由化等の施策を推進してきました。新電力の参入により、需求の皆様の個別のニーズに合わせたメニューも展開されていると認識しています。今後とも、必要な制度設計を行ってまいります。 つと考える。 燃料費調整制度は、料金改定時に設定した燃料費の単価が、事業者が直接コントロールできない為替レートや国際的な燃料市況の変動 による影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を料金に迅速に反映させると同時に、事 業者の経営環境の安定を図ることを目的として平成8年に導入されたものです。 小売全面自由化により、事業者にとって新たにビジネスチャンスが生まれ、新電力を含む多くの小売電気事業者が参入したこと、小売電気事業者の多様化により、再エネに特化したサービスメニューなどが出現し、需要家の選択肢が拡大したことなど、一定の成果が現れてきていると認識しています。他方、燃料価格や削電力市場価格が高騰している状況にあり、一部の新電力においては、休廃止等に至る事業者も出現しています。こうした状況を踏まえ、休廃止や中途解約時のルールの機化等小売電気事業者に対する規律の強化を進めていますが、エネルギーシステムを不断に見直すことにより、安定的かつ持続的な電力供給を実現してまいります。 8. 自由料金について 18 値上げ反対/値上げ幅が大きすぎる 電力小売は自由化されており、オール電化向けブランなど、個別具体的な電気の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えさせていただきます。一方で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間 原則3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額 (以下「原価等」という。)を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の中国電力に保る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。(参考「料金制度専門会合」):れけまご/www.ensc. meti.go.jp/activity/index_electricity.html)また、料金制度専門会合への資料提出以外に、中国電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、中国電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 ・自由化料金のほうが安くなるとの触れ込みで電力契約を変更したが、現在は規制料金(従量電灯)のほうが安くなっている。この 各の二重構造についての説明があまりにも少なく、明確なリスクの案内が少ない。規制価格の改定に賛意は示さないものの、自由化 と私たちが損をしている現状は納得できない。そもそもこの価格の二重構造を是正するか、国として明確な情報開示をすべきと考え る。 ・低圧料金について、どさくさに紛れて契約条件を変更している物があり、これについては到底容認できません。契約プランは電力自由化以降申込を行う事ができない契約で、当時10%割引を宣伝文句として契約の勧誘をしていました。また、将来割引率を変更するという話は、当時は一切ありませんでした。現在の中国電力のホームページでも、そのような記述は一切ありません。 ・ たの2を発生しない電化性宅に住んでいるが、11月~3月初めまでは、深夜の沸き電気が必然的に増える (節約しようがない)。これに燃料負担乗じたり、夜間単価が高くなると、節約できず負担が大きい、単価が高すぎる、深夜料金の意味がない。 ・ 私は現在、電化住宅で電化契約ですが、自分が自由料金になるとは知りませんでした、規制料金の場合は3円弱で上限に達している 為燃料調整負担は上がりませんが、私の場合は14円相当で12月分使用量で、燃料負担だけでも1万円相当で家計負担が大きい。深夜料金の29円台は考えられません。電化の場合は必然的に夜間沸きましになるので節約のしようがない。せめて20円止まりにしてもらわない と電化にした音味がない。 電化にした意味がない。 最近増えていますオール電化住宅で生活する市民にとって、電気代の値上げは死活問題です。

9. カルテル等について 19 値上げ反対/課徴金分の電気料金上乗せに反対 15 ・今回のカルテル疑惑で追儺されていることから、健全で真っ当な経営をしていたとは考えにくく、また、その追徴分は会社へのペナルティであるので会社が自助努力で支払うべきであり、電気料金への上乗せが懸念される値上げは庶民としては看過できない。 ・「最大限努めてきた」と述べているが、実際は電力カルテルによって顧客に対して高い電気を売っていた、不誠実な企業風土の反省がないら、この度のカルテルで名前が挙げられた4電力のうち、唯一の値上げ申請を行った中国電力には、反省の色がないと考えられる。震災後から値上げをしていない、という点を差し引いても、まずはお詫びがあってしかるべきところと思うが、お詫びをおこなったことは寡聞にして知らない。 電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独占禁止法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革の趣旨に反するものでもあり、極めて遺憾です。 電力・ガス取引監視等委員会においても、本件に関与したとされる中国電力等の小売電気事業者に対し報告徴収を行ったところです。 →後、各社からの報告内容を精査・分析した上で、厳正に対応してまいります。 さらに、中国電力からの値上申請については、原価の中に独占禁止法違反行為に係る課徴金等を算入していないことを確認していますが、カルテルを通じて競争が制限されたことにより高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないか等の疑念が払 拭しきれないという可能性も考慮して、経営効率化の取組など厳正に審査し、査定を行いました。 カルテルによって高い値段で顧客に電気を売っておきながら、燃料代の高騰等を理由にして値上げをする、自分に不利なことは言わな 各種報道もされていますが、中国電力は公正取引委員会から独禁法違反にて追徴課税700億円超を言い渡されています。中国電力 は、この追復課税を利用者負担にしようといている思惑が、契約条件の変更で透けて見えています。燃料関連価格の高騰による価格改 を以外の変更を認めてしまっては、今後も法律違反を行った事によるペナルティを利用者負担にすることは確実ですので、容認するこ とはできません。 ・原油・液化天然ガスといった原料価格の高騰により、料金の値上げに対して理解はするのの、独占禁止法違反による707億円の課徴金を、値上げに反映することには同意できません。役員報酬カット等による課徴金の支払計画を立てて国民に示していただきたい。・新聞等の報道により、中国電力は価格カルテルにより料金を高止まりさせています。その、行政処分として公正取引委員会より707億円の課徴金納付命合が出されました。その課徴金を電気料金を値上げして、利用者に負担させようとしているのは、誰が見ても明らかです。電力料金を高止まりさせたうえでの料金値上げなので、全く説得力がありません。いくらもっともらしい資料を作成しようとも、価格カルテルにて電力料金を高止まりさせている事実は変わらないので、今回の値上げ申請は全て却下するべきだと断言します。・中国電力は、価格カルテルを行い、不当な利益を得ています。中国電力は、今回のどさく活動れて、今まである電化生密刺りを将来に向けて無くするために、割引率を10%から8%に変更しています。この割引率縮小は、燃料費関連単価の高騰とは全く関係が無く、自社の利益のみを優先している証拠です。このように、不当に利益を得る事しか考えていない中国電力からの値上げ申請は、受理せずに返却するべきです。 に返却するべきです。 * 700億円もの課徴金について、中電は「値上げには関係ない」といい、捻出先については回答されなかった。松村専門委員は、「株主への配当に影響がある」といい、どこから捻出するのかはっきりしていない。このような中で値上げの説明はできない。中電は、課徴金が決定した場合、どこから捻出するのか。明確に回答していただきたい。「内部留保からの捻出」も考えられるが、これも、陳述人が指摘された「私たちの電力料金」と言える。中電の内部留保は、現時点でいくらあるのか説問さしたい。 * これまで、中国電力からの電力供給を受けてきたが、今日の公聴会のような不誠実な態度では信頼関係は築けない。最低限、カルテル等の不祥事の説明を消費者に対して行い、その上で説明会を開くべきである。調査が入っているのであれば、それが終わり、説明ができる政格で、再度申請すべきであると考える。中国電力は今日の公聴会の様子を肌で感じられて、率直に消費者と信頼関係が築けていると思っておられるのかお聞きしたい。 <公聴会で寄せられた意見> ・カルテルと電気料金の値上げとの繋がりが見えない。同時期にこのようなことが起こったということは何かあるのではないか。値上 げの根拠を知りた 「けの機殻を知りたい。 ・この時期に度重なる不祥事、消費者から強い憤りと批判を持たれている中、値上げ申請は許されるのか。一つ目は不当なカルテルを 結んだとされる独占禁止法違反事件。この事件は電力自由化を妨げる非常に大きな犯罪行為。真相も責任も所在も課徴金の処理も明ら かにされていない状況下で値上げは理解できない。カルテルによって受けた消費者の損害はむしろ返還されるべき。 ・認可申請されている規制料金の経営効率化の内訳を見ると、2023~2025年の平均で635億円。課徴金はこの金額を上回るものと なっているがどう対応するのか。社長はカルテルが起こったときの一番の責任者ではなかったか。よそ事のように言うのは納得できな しかないのでは ができるはず。 20 不適切事案に対する再発防止対策を求める ・新電力の顧客情報の不正閲覧事件。多くの大手電力が行っていたことで、みんながやれば怖くないという状況になっていたと思われる。私は送配電分離は所有権分離にして自由な競争を促すことを求めてきた。結果的に消費者に負担を強いることになったと思う。H Pにおいて自由料金メニューを常に安いと記載したことによる景品表示法違反の問題。再発防止対策の回答をお願いしたい。 --連の電気事業者による不正行為については、その中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、極めて遺憾です。情報漏洩、不正閲 寛事件については、中国電力ネットワークをはじめ、関係各社には、4月17日付けで電気事業法に基づく業務改善命令が行われたところ であり、①記述情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消。②事案の発生原因の調査・公表や、関係者の厳正な処分の実施、 3行為規制遵守に係る内部統制の抜本的強化等が命じられたところです。 中国電力に対しては、再発防止を徹底するとともに、丁寧かつ真摯に説明を行うなど、利用者の信頼回復に努めていただくよう、強く 求めます。 10. 審査手続きについて 21 厳正な審査をお願いする ・今回の規制料金の申請において不必要に原価を減額されると、新電力としても極めて厳しい状況となり長期的には競争が阻害されることを考慮していただきたい。 ・ 中国電力が本当に経営効率化に取り組んでいるか疑問であるため、今回の申請原価についてしっかりと査定をしていただきたい。 ・ 原価算定の事業機制が、現行原価3.0%ー申請原価2.0%と率では減っているが、燃料費高騰のため、額としては、288億円-527億円と増加している。値上げをして儲けが増える構造は消費者から見ると納得できない。事業報酬について、定率で算出するのが良いのか。1kbii 当たりの定額がよいのか。組み合わせが良いのか議論して頂きたい。 ・ 値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精毅で納得感のある査定を進め、値上げ軸をできるだけ圧縮してください。 ・ 市場価格の高騰についても申請原価に織り込んだという記載があるが、電力市場価格の単価をいくらで織り込んでいるかの具体的な記述がないため、正当な金額で織り込まれているかをしっかりと精査していただきたい。 ・ 十分な情報とご説明を欠く中で、変更影可申請における電源調達コストを推象上げた場合、新電力が旧一般電気事業者が加入機をしているがよりに大きたいたが多な上げた場合、新電力が旧一般電気事業者対抗し得る料金設計できておら、少なくとも規制料金の対象となる(低しての) お客様に対する、旧一般電気事業者を新電力間における競争環境は破綻している懸念を払拭できないと考えます。原価算定期間における原子力発電の移動見込みによる原体配域の総とかなど、対策に対する認可申請によりる電気料金のコミットメントと発電事業とによる将来コスト負担の時間的な不確実性リスクが存在することとなります。加えて、旧一般電気事業者は、新電力に対しても、規制料金認可申請における原価算定の前提となる価格での電源卸供給を内外無差別に供給する必要が生じます。この点についても、政策・規制制局におかれては、認可プロセスと併せて、内外無差別のコミットメントに反映し、適時適切なご対応をお願いします。 今回の規制料金の申請において不必要に原価を減額されると、新電力としても極めて厳しい状況となり長期的には競争が阻害される 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間(原 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)などに基づき、原価算定期間(原 別3年間)において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を 算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者 をベンチマークとして効率化の深捆りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、 効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 然料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、基本料金と電力量料金の設定については、今 股の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 さらに、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」という。)で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上 に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済には、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると 認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 (公聴会で寄せられた意見> なお、事業報酬とは、電気事業を継続的に実施する上で必要となる円滑な資金調達を行うための資金調達コストのことであり、事業資産の価値(レートペース)に事業報酬率を乗じることで算定されます。料金審査に当たっては、レートペースの算定が適切か、事業報酬率が省令に則って正しく計算されているか、厳格に審査を行っています。 耐率が省令に則って正しく計算されているか、厳格に審査を行っています。 内外無差別のコミットメントについては、2020年7月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に2回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格とりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保して 、現制料金の性格上、もっと時間をかけて、これからのエネルギー政策を含め国民的議論が必要。これだけ物価が様々なところで上昇 している中、もっと慎重にすべき。あまりにも審査期間が短い。